

市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

1 概要

地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償の責任において見直しが行われたことに合わせて、市長等が市に対して損害賠償の責任を負う場合におけるその一部の免責について必要な事項を定めるため、条例が制定されることになった。

2 内容

市長等が市に対して損害賠償の責任を負う場合において、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等の区分に応じて、その負担額を一定額に限定し、それ以外を免責するもの。

名称	負担
市長	基準給与年額(※) × 6
副市長	基準給与年額(※) × 4
教育委員会の教育長若しくは委員	基準給与年額(※) × 4
選挙管理委員会の委員・監査委員	基準給与年額(※) × 4
公平委員会の委員・農業委員会の委員・固定資産評価審査委員会の委員・消防長	基準給与年額(※) × 2
上記以外の職員	基準給与年額(※) × 1

※基準給与年額 … 地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定される

3 根拠法令

地方自治法

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

4 施行期日

令和2年4月1日